

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国の平均寿命は世界一となり、高齢化の進展と食生活・運動習慣を原因とするがん・心臓病・脳血管疾患・糖尿病などの「生活習慣病」の増大や認知症・寝たきりなど要介護状態になる人々の増加が深刻な社会問題となっています。

このため、国は平成12年から健康寿命の延伸を目指し、疾患の発症予防「一次予防」を重視する国民健康づくり運動「健康日本21」を掲げました。

また、平成24年7月には具体的に10年間を目途に『国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針』として『健康日本21（第2次）』が提唱されました。

その要旨は、引き続き生活習慣病の発症予防に重点を置くとともに、健康づくりは一人ひとりの健康への努力とそれを支える社会環境の整備を重視した取り組みを推奨するものです。

これを受けて国が示した基本的な方向に沿って町の現状を把握し、各年代のライフステージに応じ切れ目のない施策にむけて、個々が主体的に取り組めるよう志賀町健康増進計画を策定しました。

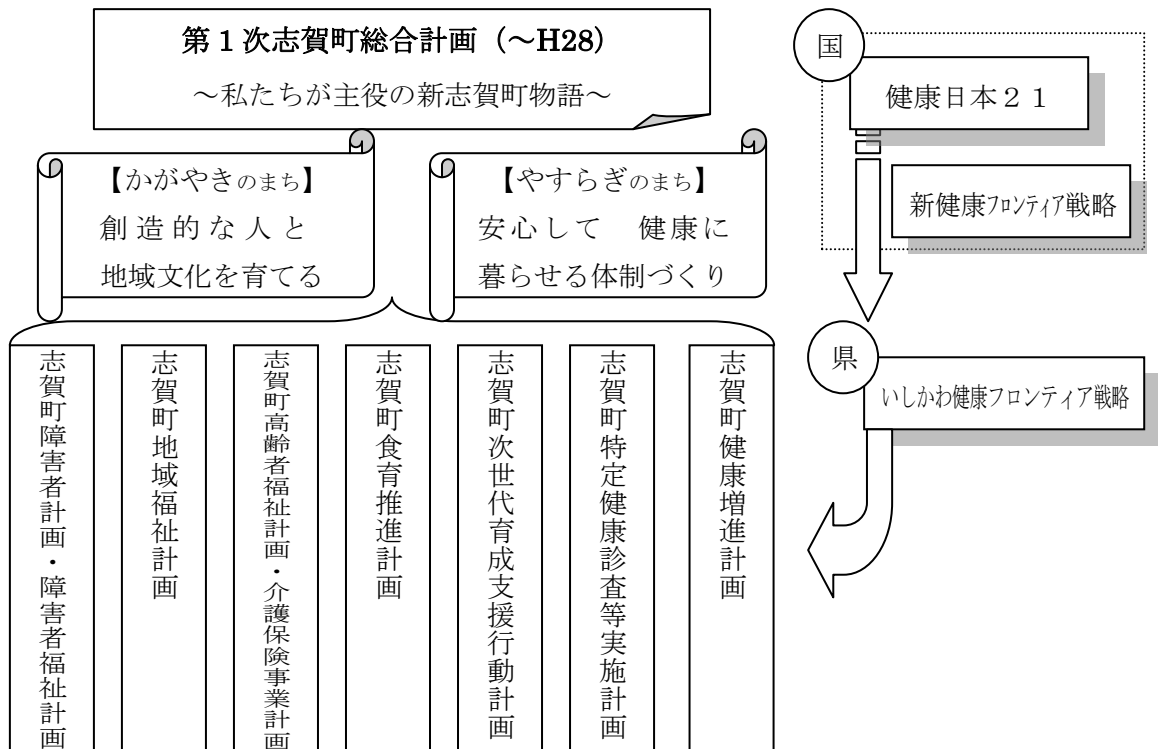
2. 計画の性格と位置づけ

この計画は、志賀町民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方針を明らかにするものです。

表 1

法 律	石川県が策定した計画	志賀町の計画	町計画期間
健康増進法	いしかわ健康フロンティア 2013	志賀町健康増進計画	H26~H35
次世代育成対策推進法	エンゼルプラン 2010	志賀町次世代育成支援行動計画(後期)	H22~H26
食育基本法	第2次いしかわ食育推進計画	志賀町食育推進計画	H24~H28
高齢者の医療の確保に関する法律	石川県医療費適正化計画	志賀町特定健康診査等実施計画	H25~H29
障がい者総合支援法	いしかわ障害者プラン 2007 石川県自殺対策行動計画	志賀町第2次障害者計画 (志賀町健康増進計画)	H24~H29
歯科口腔保健の推進に関する法律	いしかわ健康フロンティア 2013	(志賀町健康増進計画)	
介護保険法	石川県長寿社会プラン 2012	第5期介護保険事業計画	H24~H26

図 1



この計画の推進にあたっては、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」ならびに、県の「いしかわ健康フロンティア戦略 2013」に従います。

また、本健康増進計画に基づく実施計画を策定するにあたり、すでに実施されている他の保健事業と関連させ、「志賀町特定健康診査等実施計画」や「志賀町食育推進計画」等と一体的に実施計画を策定することで町の保健事業全体を効率的に推進します。(図 1)

3. 計画の期間

この計画の期間は平成 26 年度から平成 35 年度までとします。なお、志賀町特定健康診査等実施計画の見直し時期に併せ中間評価を行います。

4. 計画の対象

この計画は、妊娠中の健康管理をはじめ、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取組みを推進するため、全町民を対象とします。